

令和4年11月（第11回）役員会議事要旨

日 時 令和4年11月28日（月）13:00～13:43

場 所 第一会議室（ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を併用）

出席者 9/9

楨野学長、高橋理事、舟橋理事、那須理事、前田理事、袖山理事、
阿部理事、佐藤理事、藤原理事

（那須理事は、ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を使用して出席）

欠席者 なし

陪席者 松本監事、大原監事

（大原監事は、ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を使用して出席）

○ 前回議事要旨の確認

令和4年10月（第10回）の議事要旨について、原案のとおり承認された。

○ 議 事

1 審議事項

（1）令和3年度に係る自己点検評価書（案）について

高橋理事から、資料1に基づき、令和3年度自己点検評価書（案）について、新たに作成した自己点検・評価の実施方針に基づき、内部質保証に関する統括責任者である学長の下、各担当理事（推進責任者）が所掌する全学委員会等において自己点検・評価を実施し、評価センターの協力を得て、10月31日開催の大学経営戦略会議において総括・検証を行ったことについて、報告があった。続けて、自己点検・評価においては、「適切である」、「注意が必要」（取組が限定的であり、改善計画の途中であるなど、継続的な改善や確認が必要な事項）、「改善を要する事項がある」（法令に違反したり、認証評価機関が定める評価基準を満たさない状態）の3段階で判断を行い、39項目のうち、「適切である」と判断したものが25項目、「注意が必要」と判断したものが13項目、「改善を要する事項がある」と判断したものが1項目となっていることについて説明があった。特に、「改善を要する事項がある」と判断した項目については、大学院法務研究科と大学院医歯薬学総合研究科（薬科学専攻）の2つの研究科において、入学定員充足率が過去5年間の平均で70%を下回っている状態で、早急な対応が必要であることから、他大学との連携による入試広報活動の強化（法務研究科）や改組（医歯薬学総合研究科）を行う等の改善策を実施していることについて説明があった。さらに、優れた成果のうち主なもの及び全学での検討が必要な事項について説明があった後、審議の結果、原案のとおり承認された。

(2) 岡山大学職員の定年引上げ等の実施について

高橋理事から、資料2に基づき、令和5年4月1日から国家公務員の定年年齢が段階的に65歳に引き上げられることから、本学においても、国に準拠した制度を導入することについて、説明があった。続けて、本制度の対象者及び制度の詳細（定年の段階的引き上げ、役職定年制（管理監督職務上限年齢制）の導入、60歳に達した職員の給与、及び高齢期における多様な職業生活設計の支援）について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

(3) 令和4年人事院勧告への対応について

高橋理事から、資料3に基づき、令和4年の人事院勧告の内容について、俸給は平均+0.3%で令和4年4月1日に遡及適用であること、賞与は年間+0.10月分で令和4年12月期から改定されることについて、説明があった。続けて、それに対する本学の対応として、「国立大学法人岡山大学における給与改定方針について」（平成22年1月28日付け学長裁定）に基づき、人事院勧告に準拠して、給与の増額改定を実施（旧年俸制は、原則として人事院勧告の影響を受けない給与制度であることから、当分の間、年俸額の改定は行わない。新年俸制は、年俸額表を改定し、令和5年4月から適用）し、これに伴う人件費の増加見込額は、病院以外で8,600万円、病院で1億4,000万円と試算している旨、説明があった。続けて、光熱費等の高騰に伴い、病院も含めた大学全体の経営も厳しいが、職員の生活を守る観点からも、増額改定を実施する旨、説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

(4) 諸規則の改正について

高橋理事から、資料4に基づき、令和4年12月1日及び令和5年4月1日施行の以下の諸規則の一部改正について、改正内容と改正理由の説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

- ① 国立大学法人岡山大学職員就業規則
 - ・職員の定年引上げ等の実施に係る所要の改正のため
 - ・その他規定の整備のため
- ② 国立大学法人岡山大学再雇用職員就業規則
 - ・職員の定年引上げ等の実施に係る所要の改正のため
 - ・社会情勢に鑑み、勤勉手当の支給割合を改定するため
 - ・その他規定の整備のため
- ③ 国立大学法人岡山大学非常勤職員就業規則
 - ・職員の定年引上げ等の実施に係る所要の改正のため
 - ・社会情勢に鑑み、基本給を改定するため
- ④ 国立大学法人岡山大学医員等職員就業規則
 - ・職員の定年引上げ等の実施に係る所要の改正のため

- ⑤ 国立大学法人岡山大学職員給与規則
 - ・職員 の 定年引上げ等 の 実施 に 係る 所要 の 改正 の ため
 - ・社会情勢に鑑み、俸給表を改定するため
- ⑥ 国立大学法人職員退職手当規則
 - ・職員 の 定年引上げ等 の 実施 に 係る 所要 の 改正 の ため
- ⑦ 国立大学法人岡山大学役員給与規則
 - ・社会情勢に鑑み、期末特別手当の支給割合を改定するため
- ⑧ 国立大学法人岡山大学年俸制適用職員
 - ・社会情勢に鑑み、年俸額を改定するため
- ⑨ 岡山大学における部局長の任命等に関する規則
 - ・経過的に存続する学部等の長に係る選考等の例外について明示するため

(5) 岡山大学病院長候補者選考会議の設置について

榎野学長から、追加画面共有資料に基づき、岡山大学病院長選考会議委員名簿(案)が示され、原案のとおり、承認された。

2 報告事項

(1) 令和5年度の医学部医学科の収容定員増について

高橋理事から、資料5に基づき、令和5年度における医学部医学科の臨時定員増に係る収容定員変更関係設置計画について、大学設置・学校法人審議会における審議の結果、本学の設置計画を「可」とする回答がなされた旨の通知が、10月27日付けで文部科学省からあったことについて、報告があった。

(2) 寄付講座の設置期間の更新及び寄付者の変更について

那須理事から、資料6に基づき、令和4年11月1日付けで大学院医歯薬学総合研究科の寄付講座「CKD・CVD地域連携包括医療学講座」の設置期間の更新及び寄付者の変更があったことについて報告があった。

(3) 岡山大学病院先端治療・臨床検査センター等整備運営事業について (※陪席制限)

榎野学長から、本議題については陪席を制限することについて発言があった。

続いて、榎野学長の指名により、前田理事から、机上配付資料に基づき、岡山大学病院先端治療・臨床検査センター等整備運営事業の中止に伴う交渉の経過報告として、7月27日付けで、シーメンスヘルスケア(株)代理人から本学代理人に宛てて送付のあった文書及び9月13日付けで、鹿島リース(株)代理人から本学代理人に宛てて送付のあった文書に対して、11月10日付けで、本学代理人から両社それぞれの代理人に宛てて送付した文書についての報告があった。

3 その他

(1) 次回開催日について

次回は、12月26日（月）13時00分から開催することとなった。

以上